

地方消費者行政強化交付金交付要綱

令和8年2月3日
消費者庁長官決定

(通則)

第1 地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この交付金は、都道府県及び市町村等（特別区並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を交付し、身近な消費生活相談窓口の機能維持や、消費者を取り巻く環境変化に対応した消費者行政の機能強化を図る都道府県及び市町村等の取組を支援することにより、国の消費者行政の基盤でもある地方消費者行政の充実・強化を図り、もって消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3 消費者庁長官は、次に掲げる都道府県が行う事業及び市町村等が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「交付金事業」という。）の実施に要する経費のうち、消費者庁長官が認める経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 地方消費者行政機能維持事業

都道府県及び市町村等におけるこれまでの消費生活相談（以下「相談」という。）等の消費者行政機能を維持する事業（以下「維持事業」という。）

(2) 地方消費者行政機能強化事業

都道府県及び市町村等における消費者を取り巻く環境変化に対応するための持続可能な相談体制の構築及び相談対応力の強化、並びに安全・安心な消費生活の実現のために国が特に必要と考える施策の推進による消費者政策全体の機能強化に資する事業（以下「強化事業」という。）

2 交付金事業は、次に掲げる事業の型で構成され、それぞれ以下の別記1から別記8までの実施要領の規定に基づき実施する事業とする。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①相談機能維持・未然防止強化型 | (維持事業) (別記1) |
| ②広域連携推進型 | (維持事業) (別記2) |
| ③地方消費者行政推進型 | (維持事業) (別記3) |
| ④相談・見守り連携強化型 | (強化事業) (別記4) |

⑤広域連携強化型 (強化事業) (別記5)

⑥担い手確保、人材育成・強化型 (人材確保) (強化事業) (別記6)

⑦担い手確保、人材育成・強化型 (人材強化) (強化事業) (別記7)

⑧重点課題対応型 (強化事業) (別記8)

3 前項に掲げる事業の型に応じた実施主体、基準額、対象経費及び交付率は別表のとおりとする。

(流用の禁止)

第4 第3第2項に掲げる事業の型に係る対象経費は、相互間の流用をしてはならない。

(交付額の算定方法)

第5 この交付金の交付額は、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める交付率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6 都道府県知事は、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに消費者庁長官に提出し申請するものとする。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7 消費者庁長官は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書を審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、別紙様式2による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

2 第6第1項の規定による交付申請書が消費者庁に到達してから交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知

を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を消費者庁長官に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付金事業の対象経費の配分の変更をする場合（別に定める軽微な変更を除く。）は、その旨を記載した別紙様式 3 による変更承認申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 交付金事業の内容を変更する場合（別に定める軽微な変更を除く。）は、その旨を記載した別紙様式 3 による変更承認申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、その旨を記載した別紙様式 3 による変更承認申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) 交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (6) 交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 4 による調書を作成するとともに、交付金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金事業の完了の日（交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- (7) 交付金は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第 2 に定める目的に反して、交付金を支出し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (8) 上記のほか、交付金事業の実施については、別記 1 から別記 8 までの実施要領の定めによるところとする。

(事業遅延等の報告)

第 10 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書面を速やかに消費者庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 都道府県知事は、交付金事業を完了したとき（第 9（3）の規定による交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して 30

日を経過した日又は交付金事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式5による実績報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

- 2 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第12 消費者庁長官は、第11の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付決定の内容(第9(1)から(3)までの規定による変更承認申請をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式6による確定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

- 2 消費者庁長官は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の交付金の国庫への返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内(当該都道府県が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日以内)とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第13 都道府県知事は、第12第1項の規定による交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式7による報告書により速やかに消費者庁長官に報告しなければならない。

- 2 消費者庁長官は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の国庫への返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第12第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第14 交付金は、第12の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式8による概算払請求書を消費者庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づき、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（交付決定の取消し等）

第 15 消費者庁長官は、第 9（3）の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（1）都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく消費者庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

（2）都道府県が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

（3）都道府県が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 消費者庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して、当該交付金の全部又は一部の国庫への返還を命ずるものとする。

3 消費者庁長官は、第 1 項（1）から（3）までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に規定する交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 第 3 項の規定を準用する。

（財産の管理及び処分の制限）

第 16 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付金事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、消費者庁長官の承認を受けずに、この交付金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 前項において、消費者庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

第 17 都道府県知事は、市町村等の長に交付金を交付するときは、第 3 から第 16 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附則（令和 8 年 2 月 3 日消地協第 21 号）

この要綱は、令和 8 年 2 月 3 日から施行する。

なお、令和 7 年度に交付決定した事業の取扱いについては、本改正前の要綱、令和 8 年 2 月 3 日消地協第 22 号の 1 による廃止通知前の地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（平成 30 年 3 月 28 日消教地第 74 号）及び各通知の規定によるものとする。

(別記1)

①相談機能維持・未然防止強化型（維持事業）実施要領

第1 目的

令和8年2月3日消地協第22号の1による廃止通知前の「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（平成30年3月28日消教地第74号。以下「旧実施要領」という。）」に規定された推進事業（以下「推進事業」という。）の活用が令和7年度以降に終了する都道府県及び市町村等が引き続き消費生活相談や啓発等の機能維持を図ることを目的とする。

第2 実施主体

令和7年度以降に推進事業の活用が終了する都道府県及び市町村等

第3 事業内容

実施主体における消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「安全法」という。）第10条第1項若しくは第2項に規定する消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）又は消費生活相談窓口の機能維持及び消費者被害の未然防止等のための取組を強化する方策を盛り込んだ相談機能維持・未然防止強化プラン（以下「維持・強化プラン」という。）に盛り込まれた取組（令和7年度に実施していた推進事業の内容を踏まえたものに限る。）を実施する。

第4 実施方法

(1) 維持・強化プランの策定・提出

①市町村等の長は、維持・強化プランを策定し、都道府県知事へ提出するものとする。

②都道府県知事は、市町村等の長から提出された維持・強化プランを審査の上、都道府県が本事業を実施する場合、都道府県が策定した維持・強化プランも加えた上で取りまとめ、本事業に係る交付申請書に関連資料として添付するものとする。

③維持・強化プランの様式は、別に消費者庁が定めるものによるものとする。

(2) 維持・強化プランの内容

都道府県又は市町村等は、以下の目標を達成するための方策及び取組を維持・強化プランに盛り込むものとする。

①目標

(ア) 都道府県

ア 消費者基本計画（令和7年3月18日閣議決定。以下「現行消費者基本計画」という。）の期間中（令和11年度まで）、現行の相談窓口の機能を維持すること。

イ 現行消費者基本計画の期間中、被害の未然防止に向けた消費者教育・啓発、配慮を要する消費者の見守り活動及び市町村等への支援を令和7年度と比べて強化すること。

(イ) 市町村等

ア 現行消費者基本計画の期間中、現行の相談窓口の機能を維持すること。

イ 現行消費者基本計画の期間中、被害の未然防止に向けた消費者教育・啓発及び配慮を要する消費者の見守り活動を令和7年度と比べて強化すること。

②取組

(ア) 消費生活相談機能整備・強化

ア 高度化、複雑化した消費生活相談に対応するため、消費生活センターにおいて、弁護士、一級建築士等の専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化する取組

イ 消費生活センターが消費者から寄せられた製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査等の依頼に対応できる機能を強化する取組

ウ 苦情処理委員会の開催の促進、あっせん・調停機能の強化により、地域における裁判外紛争処理機能を強化する取組

(イ) 消費生活相談員養成

都道府県が管内の市町村等の要望を取りまとめた上で、消費生活相談を担える人材を養成できる法人に実務的な研修の実施を委託することにより、計画的かつ集中的に消費生活相談窓口で相談等に従事する者の養成や実務能力の向上を図る取組

(ウ) 消費生活相談員等レベルアップ

消費者行政に従事する者のレベルアップを図るための研修の開催や、当該者が研修に参加するための支援を行う取組

(エ) 消費生活相談体制整備

以下に掲げる業務を円滑に実施するため、消費生活相談など消費者行政機能を強化するための人的体制を整備する取組

ア 安全法第12条の規定に基づく消費者事故等の消費者庁への通知

イ 共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）に参加することにより増加が見込まれる消費者からの苦情相談への対応

ウ 相談分野の拡大など消費者行政の強化

エ 苦情相談における「あっせん」の実施

オ 管内の消費生活相談員等に対する助言・指導

カ アのうち、重大事故その他の消費者事故等の情報の分析に関する業務等

(オ) 市町村等の基礎的な取組に対する支援

都道府県が市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上を支援する取組

(カ) 地域社会における消費者問題解決力の強化

ア 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）を踏まえた、消費者被害の未然防止・拡大防止等により消費者の安全・安心を確保する取組

イ 適格消費者団体等、地域において消費者問題に取り組む団体への補助事業を含む地域の多様な主体等との連携の強化を図る取組

ウ 事業者指導や法執行等の強化を図る取組

エ その他地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた取組

第5 実施要件

実施主体においては、原則として、本事業の実施年度における消費者行政に係る予算（一般財源）が、令和7年度における消費者行政に係る予算（一般財源）と比較して減少していないこと。

第6 留意事項

(1) 活用期間

本事業は、現行消費者基本計画の期間に限り実施できるものとする。

(2) 他事業との併用

本事業は、別記2、別記3（事業内容が異なる場合を除く。）及び別記4の事業と併用できないものとする。

(別記2)

②広域連携推進型（維持事業）実施要領

第1 目的

市町村等の連携による広域的な消費生活相談等の実施により、圏域全体として効率的な相談体制等の構築を図ることを目的とする。

第2 実施主体

- (1) 広域連携により、消費生活センター又はそれに相当する機能を有する相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）を新たに立ち上げる市町村等
- (2) 既存の広域連携による消費生活センター等の運営に新たに参加する市町村等

第3 事業内容

市町村等が連携して相談や消費者被害の未然防止のための啓発を行う。

第4 実施方法

(1) 広域連携の方式

対象とする広域連携は以下のとおりとする。

ア 中心市町村集約方式

広域連携を構成する市町村等（以下「構成自治体」という。）のうち、中心となる市町村等（以下「中心自治体」という。）の相談窓口を中心に中心自治体以外の市町村等（以下「周辺自治体」という。）の相談業務を集約する方式

イ 相互乗入方式

構成自治体が、それぞれ消費生活相談員を雇用し、それぞれの相談窓口に配置する方式。構成自治体の相談窓口は、当該自治体の住民からの相談のみならず、他の構成自治体の住民からの相談も受け付ける。

ウ 巡回方式

構成自治体が共同して雇用した同一の消費生活相談員が、構成自治体の相談窓口を巡回して相談業務に当たる方式

エ 事務組合方式

市町村等が共同して一部事務組合又は広域連合を設置の上、相談に係る事務を共同処理する方式

オ その他の方式

上記の方式に当てはまらない枠組みのうち、消費者庁において、圏域全体として効率的な相談体制の構築を図ることができると認める方式

(2) 広域連携が備えるべき機能

圏域全体として、消費生活センター又はそれに相当する機能を確保すること。

第5 実施要件

実施主体においては、原則として、本事業の実施年度における消費者行政に係る予算（一般財源）が、前年度における消費者行政に係る予算（一般財源）と比較して減少していないこと。

第6 留意事項

（1）活用期間

本事業は、令和16年度までの期間に限り実施できるものとする。

（2）他事業との併用

本事業は、別記1、別記3及び別記5の事業と併用できないものとする。

(別記3)

③地方消費者行政推進型（維持事業）実施要領

第1 目的

消費生活相談体制の維持・充実（消費生活センター等の整備、消費生活相談員の確保・増員や処遇改善、相談の質の向上を図るための取組等）、消費者問題解決力の高い地域社会作り（地域の見守りネットワークの推進、地域のリーダー育成、消費者教育・啓発の推進等）等による消費者行政推進の取組により、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

第2 実施主体

令和8年度以降に推進事業の活用が終了する市町村等

第3 事業内容

旧実施要領の別添1における推進事業の事業内容について、これまで実施していた推進事業の範囲内において実施する。

第4 実施方法

旧実施要領の別添1及び2における推進事業の規定によるものとする。

第5 留意事項

(1) 活用期間

本事業は、旧実施要領の別添2に規定する活用期間（特例による延長期間を含む。）に限り実施できるものとする。

(2) 他事業との併用

本事業は、別記1（事業内容が異なる場合を除く。）、別記2及び別記4の事業と併用できないものとする。

(別記4)

④相談・見守り連携強化型（強化事業）実施要領

第1 目的

消費生活相談員が地域で見守り活動を行う者に情報提供を行うことなどにより見守り活動の活性化と消費生活センター等との連携を強化するとともに、国が必要とする消費者トラブル情報のより迅速かつ詳細な共有化を図る取組により、消費者被害の未然防止並びに消費者被害の救済機能及び国の消費者行政の情報基盤の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

以下に掲げる要件全てに該当する市町村等

- (1) 消費生活センター等が設置（広域連携による設置を含む。）されていること。

なお、消費生活センター等を設置していない市町村等においては、本事業の開始年度から5年以内の設置（広域連携による設置を含む。）を目指すこと。

- (2) 安全法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会（以下「消費者安全確保地域協議会」という。）又はこれに相当する見守りネットワーク（以下「協議会等」という。）が設置され、安全法第11条の4第2項に規定する取組を実施していること。

なお、消費者安全確保地域協議会を設置していない市町村等においては、令和9年度までの設置を目指すこと。

- (3) 本事業に係る交付申請年度の前年度において、安全法第8条第2項第2号に規定するあっせん（以下「あっせん」という。）を実施していること。

第3 事業内容

- (1) 見守り活動支援等

消費生活相談員が地域に出向き、協議会等の構成員等に対し、消費者被害の状況や注意すべき点など、被害の未然防止のために必要な情報を提供する（見守り活動支援）。また、消費者トラブルの根本的な解決に向け、消費生活相談員が関係機関との連携に必要な情報の分析・整理、関係機関との連絡・調整又はそのサポートを行う（複合的課題解決支援）。

- (2) 国への迅速かつ詳細な情報通知

国（消費者庁等）が指定する相談情報をより迅速・詳細にPIO-NETに入力する。

第4 実施方法

別に消費者庁が定める「相談・見守り連携強化型先行実施ガイドライン」に基づき、第3に規定する活動を行う。

第5 実施要件

(1) 見守り活動支援等を行う消費生活相談員の要件

見守り活動支援等を行う消費生活相談員は、以下に掲げる要件を全て満たす者とし、実施主体ごとに2名を上限とする。

①安全法第10条の3第3項に規定する消費生活相談員資格試験（以下「国家試験」という。）に合格した者であること。

なお、本事業に係る交付申請時において合格していない場合、毎年度受験することとし、本事業開始年度から3年以内の合格に努めること。

②毎年度、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が実施する見守り活動支援の研修を受講すること。

(2) 消費者行政予算

実施主体においては、原則として、本事業の実施年度における消費者行政に係る予算（一般財源）が、前年度における消費者行政に係る予算（一般財源）と比較して減少していないこと。

第6 留意事項

(1) 他事業との併用

本事業は、別記1及び別記3の事業と併用できないものとする。

(2) 他事業との兼務

地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の消費生活相談員は、見守り活動支援等を行う相談員と別記7の特定領域相談対応員を兼ねることができないものとする。

(別記5)

⑤広域連携強化型（強化事業）実施要領

第1 目的

別記2第4（1）ア及びエに規定する広域連携の方式により消費生活センター等を運営する地域において、中心自治体又は一部事務組合若しくは広域連合の消費生活センター等に周辺自治体又は構成自治体（以下「周辺自治体等」という。）との連携強化を担う者を配置する取組や、周辺自治体等から消費生活センターへのアクセスを確保するための取組によって、広域連携の実効性向上を図り、消費者被害の未然防止並びに消費者被害の救済機能及び国の消費者行政の情報基盤の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

以下に掲げる要件に該当する市町村等

- (1) 中心自治体又は一部事務組合若しくは広域連合であること。
- (2) 消費生活センターが所在すること。
- (3) 消費者安全確保地域協議会が設置されていること。設置されていない場合、本事業の開始年度から2年以内の設置を目指すこと。
- (4) 本事業に係る交付申請年度の前年度において、あっせんを実施していること。

第3 事業内容

既存の消費生活相談員に加えて、中心自治体又は一部事務組合若しくは広域連合と周辺自治体等の連携強化のための取組を行う消費生活相談員（広域連携ファシリテーター）を配置し、また周辺自治体から消費生活センターへのアクセス確保のための機器を配備する。

第4 実施方法

(1) 広域連携ファシリテーターの指定要件

広域連携ファシリテーターは、実施主体ごとに1名を上限とし、国家試験に合格した者とする。

なお、本事業に係る交付申請時において合格していない場合、毎年度受験することとし、本事業開始年度から3年以内の合格に努めること。

(2) 広域連携ファシリテーターの活動内容

広域連携ファシリテーターは、相談・あっせん業務に従事するとともに、以下に掲げる業務を全て行う。

①情報提供・意見交換

周辺自治体等の消費者行政担当職員等へ最新の消費者トラブルに関する情報提供や意見交換を行うこと。

②助言・協力

周辺自治体等の消費者行政担当職員等の相談処理に関する助言や協力を行うこと。

③見守り活動支援等、国への迅速かつ詳細な情報通知

消費者庁が別に定める「相談・見守り連携強化型先行実施ガイドライン」に基づき、別記4の第3に規定する見守り活動支援等及び国への迅速かつ詳細な情報通知を行うこと。

第5 実施要件

実施主体においては、原則として、本事業の実施年度における消費者行政に係る予算（一般財源）が、前年度における消費者行政に係る予算（一般財源）と比較して減少していないこと。

第6 留意事項

本事業は、別記2の事業と併用できないものとする。

(別記6)

⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）（強化事業）実施要領

第1 目的

消費生活相談員を戦略的・計画的に確保・育成する取組により、消費生活相談等の機能維持を図ることを目的とする。

第2 実施主体

都道府県及び市町村等（第3（2）の事業に限る。）

第3 事業内容

(1) 担い手掘り起こし・養成

消費生活相談員として都道府県又は市町村等の消費生活センター等で勤務することを希望する者（以下「相談員候補者」という。）を発掘・養成するため、消費生活センターや消費生活相談員の業務についての広報（以下「業務PR」という。）及び相談業務の実践的講座を実施する。

(2) 実務訓練（OJT）

消費生活相談員の不足に対応する者を消費生活相談修習生として採用し、相談業務に要する知識及び技能を計画的かつ集中的に習得させ、消費生活相談員としての就業につなげるための実務訓練を実施する。

第4 実施方法

(1) 確保・育成プランの策定・提出

①都道府県知事は、「消費生活相談員確保・育成プラン」（以下「確保・育成プラン」という。）を策定し、本事業に係る交付申請書及び実績報告書に関連資料として添付するものとする。

②確保・育成プランの様式は、別に消費者庁が定めるものによるものとする。

(2) 確保・育成プランの内容

確保・育成プランは、以下に掲げる内容を含むものとする。

①相談員候補者の掘り起こしから養成、相談員としての就業までの一貫した取組

②相談員候補者の掘り起こしのための取組

相談員候補者の掘り起こしのための取組を実施する場合は、以下のアからオまでに掲げる取組のうち2以上を含むものとする。

ア 企業又は各種団体への業務PR

イ 都道府県が開催する各種イベント（消費者行政部局以外の部局において実施するものを含む。）における業務PR

ウ 都道府県が運営しているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した業務PR

- エ 消費生活相談員の担い手が特に不足している市町村等と連携した取組
- オ その他の相談員候補者の掘り起こしのための取組

③相談員養成のための取組

相談員養成のための取組を実施する場合は、以下のアからウまでに掲げる取組のうち2以上を含むものとする。

- ア 相談員候補者が消費生活相談員として勤務するに当たって必要な知識を習得するための講座
- イ 消費生活相談の模擬体験（消費生活相談の事例の検討会を含む。）
- ウ その他実践的な知識・技能の向上のための研修

④実務訓練（O J T）

実務訓練を実施する場合は、育成する消費生活相談員の数、研修実施場所、実施期間及び実施方式

(3) 事業の実施

①相談員候補者の掘り起こし及び相談員養成のための取組

確保・育成プランに盛り込んだ内容を実施すること。

②実務訓練（O J T）

別に定める「相談員育成事業実施ガイドライン」に基づき実施すること。

なお、当該年度における取組を終了した際は、実務訓練を受けた消費生活相談修習生の人数、消費生活相談員として採用された者の人数及び就業場所並びに次年度における課題について消費者庁に報告すること。

第5 実施要件

(1) 活用期間

消費生活相談修習生が実務訓練を受講できる期間は、消費生活相談修習生一人につき3年以内とする。

(2) 消費者行政予算

実施主体においては、原則として、本事業の実施年度における消費者行政に係る予算（一般財源）が、前年度における消費者行政に係る予算（一般財源）と比較して減少していないこと。

(別記7)

⑦担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）（強化事業）実施要領

第1 目的

高度化・複雑化する消費者トラブルに的確に対応するための体制を効率的に整備し、消費者被害の救済機能及び国の消費者行政の情報基盤の強化を図ること、並びに都道府県による市町村等への支援機能を強化し都道府県内の効率的な相談体制の構築を図ることを目的とする。

第2 実施主体

都道府県及び指定都市（第3（1）の事業に限る。）

第3 事業内容

（1）特定領域相談対応力強化

対応の困難な相談として消費者庁が別に定める相談（以下「特定領域相談」という。）に対応する知識及び技能を有する消費生活相談員（以下「特定領域相談対応員」という。）を消費生活センターに配置する。

（2）市町村支援力強化

安全法第10条の4に定める指定消費生活相談員の事務を含め、管内市町村等の消費生活センター等への巡回指導や管内市町村等の相談員からの問合せ等に対応する消費生活相談員（以下「市町村支援員」という。）を消費生活センターに配置する。

第4 実施方法

（1）特定領域相談対応力強化

①特定領域相談対応員の指定要件

特定領域相談対応員は、以下に掲げる要件を全て満たす者とし、都道府県又は指定都市ごとに2名を上限とする。

（ア）国家試験に合格した者であること。

（イ）消費生活相談員としての勤務経験年数が通算3年以上であること。

（ウ）本事業の実施期間において、国民生活センターが実施する研修のうち消費者庁が指定する研修を受講し、修了認定を受けること。

②特定領域相談対応員の活動内容

特定領域相談対応員は、相談・あっせん業務に従事するとともに、以下に掲げる業務を全て行う。

（ア）消費生活センターに寄せられる相談のうち、特に対応が困難な特定領域相談に主として対応すること。

（イ）国（消費者庁等）が指定する相談情報をより迅速・詳細にPIO-NETに入力すること。

(ウ) 特定領域相談等の情報について、消費者庁及び国民生活センターからの求めに応じ、報告を行うこと。

(2) 市町村支援力強化

①市町村支援員の指定要件

市町村支援員は、以下に掲げる要件を全て満たす者とし、都道府県ごとに2名を上限とする。

(ア) 国家試験に合格した者であること。

(イ) 消費生活相談員としての勤務経験が通算3年以上であること。

(ウ) 本事業の実施期間において、国民生活センターが実施する市町村支援力強化の研修を受講すること。

②市町村支援員の活動内容

市町村支援員は、相談・あっせん業務に従事するとともに、以下に掲げる業務を全て行う。

(ア) 管内市町村等の消費生活相談員の個別の相談処理に対して助言を行うこと。

(イ) 管内市町村等の消費生活センターを巡回し、消費生活相談員に対し相談処理の方法やPIO-NETへの相談情報の入力方法などの指導を行うこと。

(ウ) 管内市町村等の消費者行政担当者や消費生活相談員へ最新の消費者トラブルの傾向等の情報提供を行うこと。

(エ) 管内市町村等の消費生活相談員が参加する事例検討会を開催すること。

(オ) 管内市町村等の消費生活相談員が行う見守り活動支援のバックアップを行うこと。

第5 実施要件

実施主体においては、原則として、本事業の実施年度における消費者行政に係る予算（一般財源）が、前年度における消費者行政に係る予算（一般財源）と比較して減少していないこと。

第6 留意事項

都道府県の消費生活相談員は、特定領域相談対応員と市町村支援員を兼ねることができないものとする。また、指定都市の消費生活相談員は、別記4の見守り活動支援等を行う相談員、別記5の広域連携ファシリテーター及び特定領域相談対応員を兼ねることができないものとする。

(別記8)

⑧重点課題対応型（強化事業）実施要領

第1 目的

安全・安心な消費生活の実現のために国が特に必要と考え推進する施策を地域において実施することや、特に緊急的・集中的な対応が求められる課題に取り組むことにより、消費者政策全体の機能強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

都道府県及び市町村等

第3 事業内容

以下の1. から4. までのテーマに応じ、それぞれ以下に掲げる取組を実施する。

1. 消費生活相談体制の充実・強化

(1) 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備

- ・メール、SNS、非対面（オンライン）等を活用した相談受付体制整備
- ・チャットボット等を活用した自動相談受付体制の整備
- ・相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備

(留意点)

- ・新PIO-NETシステムへの移行のための取組は対象外

(2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談対応力の強化

- ・消費生活相談を受けるための体制整備（テレビ電話通訳、手話通訳、外国語通訳、自動翻訳機等）

(3) 専門的知識を要する相談への対応力強化

- ・専門的知識を要する相談に係る弁護士等の専門家活用
- ・安全に消費生活相談を受けるための体制整備（対応困難者への対応等）

(4) 国が指定するテーマの研修への参加

- ・消費者行政に関わる職員、消費生活相談員及び教員を対象とした消費者行政に関する研修（消費者庁が別に定めるテーマのものに限る。）への参加

(5) 国が指定するテーマでの研修開催

- ・消費者行政に関わる職員、消費生活相談員及び教員を対象とした消費者行政に関する研修（消費者庁が別に定めるテーマのものに限る。）の開催

2. 消費者の安全・安心の確保

(1) 消費者事故・被害の未然防止、見守り活動の活性化

- ・啓発コンテンツの作成・周知
 - ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催
 - ・配慮を要する消費者の消費者事故等の未然防止に関する取組
 - ・消費者安全確保地域協議会の設置・運営
- (留意点)

実施主体における消費者行政部局の取組を含むものとする。

(2) 法執行体制の強化

- ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）や不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法執行を担当する職員の配置を含む体制整備
- ・事業者による表示等の調査
- ・生活関連物資等の価格動向調査
- ・法執行に係る弁護士等の専門家活用

(3) 公益通報者保護制度の普及・啓発

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催
- ・通報窓口の整備

(4) 消費者団体訴訟制度の活用促進

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催
- ・消費者団体の活動支援

(5) 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務

- ・安全法第47条第2項の規定に基づく都道府県及び市町村等の法定受託事務の円滑な実施

3. 消費者教育等の推進

(1) 消費者教育の推進

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催
- ・消費者教育コーディネーター等の配置・研修
- ・消費者教育推進計画の策定

(留意点)

- ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定、令和5年3月28日変更。以下「基本方針」という。）を踏まえた消費者教育とすること。

なお、消費者教育の実施に際しては「消費者教育ポータルサイト」に掲載されている教材の活用に努めること。

- ・基本方針において「他の消費生活に関連する教育」とされている金融経済教育、法教育、情報教育、環境教育、食育、国際理解教育、主権者教育及びキャリア教育については、基本方針を踏まえ消費者教育と連携した取組である場合に限り本事業の対象となる。

(2) 風評被害の払拭のための取組

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催

(3) 食品表示制度の普及・啓発

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催

(4) エシカル消費の普及・促進

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催
- ・エシカル消費の普及・促進のための消費者意識等の調査

(5) 消費者志向経営の普及・促進

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催

(6) 食品ロス削減の普及・促進

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・講座、研修、シンポジウム、講演会等の開催
- ・食品寄附促進の取組（フードドライブ開催等）
- ・フードバンク活動支援
- ・食品ロスの実態調査
- ・食品ロス削減推進計画の策定

4. 特に緊急的・集中的に対応が求められる取組

(1) 新PIO-NETシステムへの円滑な移行

- ・新PIO-NETシステムへの円滑な移行のための体制整備

- ・消費者行政担当職員及び消費生活相談員等の新PIO-NETシステムに係る研修への参加

(2) 災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復

- ・啓発コンテンツの作成・周知
- ・災害等により低下した消費生活相談機能の復旧
- ・緊急的に必要となる相談窓口の整備

第4 留意事項

- (1) 実施主体において、これまで一般財源により実施してきた事業と同一の目的・内容の事業は本事業の対象外とする（第3の1.（4）及び（5）並びに2.（5）の取組を除く。）。ただし、当該事業のうち、事業内容を強化・拡充した事業については、当該強化・拡充部分のみ本事業の対象とする。
- (2) 一事業につき複数年度にわたり同様の内容の取組を行う場合、当該事業を実施できる期間は3年以内とする（第3の1.（4）及び（5）並びに2.（5）の取組を除く。）。

(別表)

【①相談機能維持・未然防止強化型（維持事業）】

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
① 相談機能維持・未然防止強化型	(1) 消費生活相談機能整備・強化	実施主体ごとに定めた算出方法により算出した額 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費 ・ 商品テスト機器の購入、試買品購入等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費 ・ 地方苦情処理委員会に係る委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費 	10/10
	(2) 消費生活相談員養成		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 ・ 実務的研修（法人募集型）への参加に係る日当、旅費 ・ 実務的研修（自治体参加型）への参加に係る会計年度任用職員の給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料 <p>※給料及び報酬については、一人の職員について月額1万5千円を上限</p>	
	(3) 消費生活相談員等レベルアップ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 ・ 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費 	
	(4) 消費生活相談体制整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び各種手当 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分） ・常勤職員の時間外勤務手当
(5) 市町村等の基礎的な取組に対する支援	都道府県		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、(1)の事業内容に準ずるものについては、(1)の対象経費を準用 ・市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、(4)の対象経費を準用
(6) 地域社会における消費者問題解決力の強化	都道府県及び市町村等		<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費

(注) 第3欄の基準額は、以下のとおり算出した額とする。

○都道府県：令和7年度の推進事業交付決定額（県事業全体） $\times \sum_t (1 - \alpha_t)$ α : 0.15（自立化係数）

○市町村等：令和7年度の推進事業交付決定額（事業ごと） $\times \sum_t (1 + \beta_t)$ β : 別に定める係数（賃上げ係数）

【②広域連携推進型（維持事業）】

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
②広域連携推進型	市町村等	1,200万円（消費生活相談員一人につき600万円）	・広域連携により設置した消費生活センター等に勤務する消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の相談員の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。）	10/10 (注)
		50万円	・広域連携により設置した消費生活センター等の行う情報提供・啓発資料作成に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ・広域連携により設置した消費生活センター等に勤務する消費生活相談員が行う構成自治体の巡回に必要な旅費、委託料、使用料及び賃借料 ・広域連携により設置した消費生活センター等に勤務する消費生活相談員の研修参加や国家試験の受験に必要な旅費、需用費、委託料、負担金・補助及び交付金	
		200万円	・広域連携により新たに立ち上げた消費生活センター等又は新たな市町村等が参加する広域連携の消費生活センター等の施設改修・機器配備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、工事請負費 (いずれも施設改修・機器配備に係る初期費用のみ)	

(注) 交付率は、令和11年度までは10/10、令和12年度～14年度は2/3とし、その後については次期消費者基本計画策定時に、市町村等における相談機能維持・未然防止強化型及び本事業型の活用状況並びに一般財源への移行等の進捗状況を踏まえ判断する。

なお、現行消費者基本計画期間中（～令和11年度）に本事業を実施する市町村等は、令和16年度まで交付率を2/3とする。

【③地方消費者行政推進型（維持事業）】

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
③ 地方消費者行政推進型	(1) 消費生活相談機能整備・強化	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費 ・ 商品テスト機器の購入、試買品購入等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費 ・ 地方苦情処理委員会に係る委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費 	10/10
	(2) 消費生活相談員養成		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分 ・ 実務的研修（法人募集型）への参加に係る日当、旅費 ・ 実務的研修（自治体参加型）への参加に係る会計年度任用職員の給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料。任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料。 ・ 実務的研修（自治体参加型）への参加に係る会計年度任用職員の給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料 ※給料及び報酬については、一人の職員について月額1万5千円を上限 	
	(3) 消費生活相談員等レベルアップ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分 ・ 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費 	
	(4) 消費生活相談体制整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び各種 	

				<p>手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期付短時間勤務職員の給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分） ・常勤職員の時間外勤務手当
	（５）市町村等の基礎的な取組に対する支援	都道府県		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、（１）の事業内容に準ずるものについては、 （１）の対象経費を準用 ・市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、 （４）の対象経費を準用
	（６）地域社会における消費者問題解決力の強化	都道府県及び市町村等	1,500万円（消費者庁長官が個別に認める事業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除き、当該事業の実施に必要な経費

【④相談・見守り連携強化型（強化事業）】

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
④相談・見守り連携強化型	市町村等	消費生活相談員一人につき 600 万円	・見守り活動支援等を行う消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。）	1/2
	市町村等（広域連携の構成自治体の場合、広域連携の消費生活センターを運営する市町村等に限る。）	30 万円 （広域連携の場合は 50 万円）	・消費生活相談員が行う見守り活動支援等に必要な旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ・見守り活動支援等を行う消費生活相談員の研修参加や国家試験の受験に必要な旅費、需用費、委託料、負担金・補助及び交付金	10/10

【⑤広域連携強化型（強化事業）】

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
⑤広域連携強化型	市町村等	600 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の報酬等相当額に限る。）、負担金・補助及び交付金（広域連携の相談員の報酬等に係る分担金相当額に限る。） 	2/3
		50 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員が行う構成自治体の巡回に必要な旅費、委託料、使用料及び賃借料 ・広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員が行う情報提供・啓発資料作成（見守り活動支援等を含む。）に必要な旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ・見守り活動支援等を行う広域連携ファシリテーターとしての消費生活相談員の研修参加や国家試験の受験に必要な旅費、需用費、委託料、負担金・補助及び交付金 	10/10
		100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的に運営する消費生活センターの施設改修・機器配備に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費（いずれも施設改修・機器配備に係る初期費用のみ） 	
		100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体の住民のアクセス確保のためのデジタル機器配備に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（いずれも機器配備に係る初期費用のみ） 	

【⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）及び⑦担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）（強化事業）】

1 区分		2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
⑥担い手確保、 人材育成・ 強化型（人材確保） 及び⑦担い手確保、 人材育成・ 強化型（人材強化）	(1) 担い手掘り起こし・養成	都道府県	400 万円	・別記 6 第 3 (1) の取組を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金・補助及び交付金	1/2
	(2) 実務訓練 (OJT)	都道府県、市町村等	一都道府県につき 1,750 万円	・別記 6 第 3 (2) の取組を実施するために必要な消費生活相談修習生の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）賃金 ・別記 6 第 3 (2) の取組を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金	10/10
	(3) 特定領域相談対応力強化	都道府県、指定都市	特定領域相談対応員一人につき 700 万円	・特定領域相談対応員としての消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の報酬等相当額に限る。）	1/2
			特定領域相談対応員一人につき 30 万円	・特定領域相談対応員としての消費生活相談員の研修参加及び最新の消費者トラブルの傾向等の報告に必要な旅費、需用費、委託料、負担金・補助及び交付金	10/10
	(4) 市町村支援力強化	都道府県	市町村支援員一人につき 660 万円	・市町村支援員としての消費生活相談員（定数内職員を除く。）の報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費（各種手当に係るものに限る。）、委託料（相談業務を外部委託している場合の報酬等相当額に限る。）	1/3
			市町村支援員一人につき 30 万円	・市町村支援員としての消費生活相談員が行う管内市町村の巡回に必要な旅費、委託料、使用料及び賃借料 ・市町村支援員としての消費生活相談員の研修参加及び市町村支援に必要な旅費、需用費、委託料、負担金・補助及び交付金	10/10

【⑧重点課題対応型（強化事業）】

1 区分		2 実施主体	3 基準額	4 対象経費	5 交付率	
⑧重点課題対応型	1. 消費生活相談体制の充実・強化	(1) 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備 (2) 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談対応力の強化 (3) 専門的知識を要する相談への対応力強化 (4) 国が指定するテーマの研修への参加 (5) 国が指定するテーマでの研修開催	都道府県及び市町村等	実施主体ごとに定めた額（注）	・各重点課題に係る取組を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、委託料 （いずれも別記1から別記7までの事業を実施するためその報酬等を対象経費としている消費生活相談員のものを除く。） ・各重点課題に係る取組を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金・補助及び交付金	1/2
	2. 消費者の安全・安心の確保	(1) 消費者事故・被害の未然防止、見守り活動の活性化 (2) 法執行体制の強化 (3) 公益通報者保護制度の普及・啓発 (4) 消費者団体訴訟制度の活用促進 (5) 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務				
	3. 消費者教育等の推進	(1) 消費者教育の推進 (2) 風評被害の払拭のための取組 (3) 食品表示制度の普及・啓発 (4) エシカル消費の普及・促進 (5) 消費者志向経営の普及・促進 (6) 食品ロス削減の普及・促進				
	4. 特に緊急的・集中的に対応が求められる取組	(1) 新PIO-NETシステムへの円滑な移行 (2) 災害等に乗じた消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復	ア 都道府県及び市町村等 イ 別に消費者庁長官が定める	別に消費者庁長官が定める	別に消費者庁長官が定める	別に消費者庁長官が定める

（注）第3欄上段の基準額は、実施主体ごとに以下の額とする。

都道府県：5,000万円

市町村等：3,000万円

(別紙様式1)

番 号
令和 年 月 日

消費者庁長官 殿

都道府県知事

令和〇年度地方消費者行政強化交付金の交付申請について

地方消費者行政強化交付金の交付について、下記のとおり申請する。

記

1	交付申請額	金	円
	内訳 都道府県	金	円
	市町村等	金	円

2 添付書類

- (1) 地方消費者行政強化交付金申請額調 (様式1-1)
- (2) 地方消費者行政機能維持事業及び地方消費者行政機能強化事業申請額内訳 (様式1-2)
- (3) 地方消費者行政機能維持事業 (①及び③) 実施計画総括表 (様式1-3)
- (4) 地方消費者行政機能維持事業 (②) 及び地方消費者行政機能強化事業 (④~⑦) 実施計画総括表 (様式1-4)
- (5) 地方消費者行政機能強化事業 (⑧) 実施計画総括表 (様式1-5)
- (6) 地方消費者行政機能維持事業 (②) 及び地方消費者行政機能強化事業実施計画書兼実績報告書 (様式1-6)
- (7) 歳入歳出予算 (見込み) 書抄本
- (8) その他関連書類

(注) 添付書類 (3) ~ (6) 及び (8) は、申請内容に応じて添付すること。

地方消費者行政強化交付金申請額調

1. 総表（合計）※2.及び3.の合計

（単位：円）

事業メニュー		交付申請額 A	既交付決定額 B	差引（追加）交付（一部取消）申請額 (A-B) C		
				合計	〇〇予算	〇〇予算
(1) 相談機能 維持事業	①相談機能維持・未然防止強化型					
	②広域連携推進型					
	③地方消費者行政推進型					
	計					
(2) 相談機能 強化事業	④相談・見守り連携強化型					
	⑤広域連携強化型					
	⑥担い手確保、人材育成・ 強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成、実務訓練				
	⑦担い手確保、人材育成・ 強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化 市町村支援力強化				
	⑧重点課題対応型					
	計					
合計						

2. 総表（直接交付分）※都道府県実施事業

（単位：円）

事業メニュー		交付申請額 A	既交付決定額 B	差引（追加）交付（一部取消）申請額 (A-B) C		
				合計	〇〇予算	〇〇予算
(1) 相談機能 維持事業	①相談機能維持・未然防止強化型					
	②広域連携推進型					
	③地方消費者行政推進型					
	計					
(2) 相談機能 強化事業	④相談・見守り連携強化型					
	⑤広域連携強化型					
	⑥担い手確保、人材育成・ 強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成、実務訓練				
	⑦担い手確保、人材育成・ 強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化 市町村支援力強化				
	⑧重点課題対応型					
	計					
合計						

3. 総表（間接交付分）※市町村等実施事業

（単位：円）

事業メニュー		交付申請額 A	既交付決定額 B	差引（追加）交付（一部取消）申請額 (A-B) C		
				合計	〇〇予算	〇〇予算
(1) 相談機能 維持事業	①相談機能維持・未然防止強化型					
	②広域連携推進型					
	③地方消費者行政推進型					
	計					
(2) 相談機能 強化事業	④相談・見守り連携強化型					
	⑤広域連携強化型					
	⑥担い手確保、人材育成・ 強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成、実務訓練				
	⑦担い手確保、人材育成・ 強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化 市町村支援力強化				
	⑧重点課題対応型					
	計					
合計						

地方消費者行政機能維持事業(②)及び地方消費者行政機能強化事業実施計画書兼実績報告書

1. 実施主体

都道府県		自治体名		地方公共団体コード	
広域連携名		担当課室名			

2. 事業内容等

										実施年度		年度	
										事業番号			
交付金事業名													
交付金事業メニュー	事業型												
	事業メニュー												
相談窓口	協議会等										協議会構成員		
構成員(民間団体)													
事業実施相談員数		名	資格取得状況							①経験年数	年	②経験年数	年
事業実施期間	令和	年	月	~	令和	年	月	①年間勤務日数	日	②年間勤務日数	日		
事業開始年度	令和	年度	前年度の事業実施状況						前年度あっせん実施				
事業目的・内容	<事業目的>												
	<事業内容>												

3. 交付金申請額及び精算額

交付申請額(H)	円	既交付決定額(I)	円	交付申請額(差引(追加)交付(一部取消)申請額)(J)	円	予算区分	
交付所要額(H)	円	交付決定額(I)	円	交付精算額(J)	円		

4. 交付金申請額内訳

対象経費支出予定額(A)	収入額(B)	差引(C=A-B)	基準額(D)	交付基本額(E)	交付率(F)	交付所要額(G)	円						
対象経費支出予定額(A)	収入額(B)	差引(C=A-B)	基準額(D)	交付基本額(E)	交付率(F)	交付所要額(G)	円						
対象経費支出予定額(A)	収入額(B)	差引(C=A-B)	基準額(D)	交付基本額(E)	交付率(F)	交付所要額(G)	円						
対象経費支出予定額(A)	収入額(B)	差引(C=A-B)	基準額(D)	交付基本額(E)	交付率(F)	交付所要額(G)	円						
対象経費支出予定額(合計)	交付申請額(H)	既交付決定額(I)	交付申請額(差引(追加)交付(一部取消)申請額)(J=H-I)					円					
対象経費支出予定額内訳(円)													
	報酬	給料	賃金	職員手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金・補助・交付金
相談員報酬等積算内訳(円)													
相談員	給与・報酬等									手当等	共済費		総額
①	×		×			×		+		+		=	
②	×		×			×		+		+		=	

5. 事業目標及び評価

1	指標名		「その他」の内容
	目標値		実績値
2	指標名		「その他」の内容
	目標値		実績値
3	指標名		「その他」の内容
	目標値		実績値
4	指標名		「その他」の内容
	目標値		実績値
目標達成状況の評価			
今後の課題			

6. 交付金精算額内訳

対象経費実支出額 (A)		収入額 (B)		差引 (C=A-B)		基準額 (D)		交付基本額 (E)		交付率 (F)		交付所要額 (G)		
	円		円		円		円		円				円	
対象経費実支出額 (A)		収入額 (B)		差引 (C=A-B)		基準額 (D)		交付基本額 (E)		交付率 (F)		交付所要額 (G)		
	円		円		円		円		円				円	
対象経費実支出額 (A)		収入額 (B)		差引 (C=A-B)		基準額 (D)		交付基本額 (E)		交付率 (F)		交付所要額 (G)		
	円		円		円		円		円				円	
対象経費実支出額 (A)		収入額 (B)		差引 (C=A-B)		基準額 (D)		交付基本額 (E)		交付率 (F)		交付所要額 (G)		
	円		円		円		円		円				円	
対象経費実支出額 (合計)				交付決定額 (H)				交付精算額 (I)						
	円				円								円	
対象経費実支出額内訳 (円)														
	報酬	給料	賃金	職員手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金・補助・交付金	
相談員報酬等積算内訳 (円)														
相談員	給与・報酬等							手当等	共済費			総額		
①		×		×		×		+		+		=		
②		×		×		×		+		+		=		

(注1) 対象経費支出予定額に広域連携の分担金を含む場合、別に広域連携の概要及び分担金内訳表を添付すること。

(注2) H欄は千円未満切捨て。

(別紙様式2)

番 号
令和〇年〇月〇日

都道府県知事 殿

消費者庁長官

令和〇年度地方消費者行政強化交付金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地方消費者行政強化交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付金の交付の対象となる経費は、地方消費者行政強化交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3に定める経費である。
- 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付金の額	金	円
-------	---	---
- 3 この交付金は、交付要綱第9に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 4 交付金事業に係る実績報告は、交付要綱第11に定めるところにより行わなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和〇年〇月〇日とする。

(別紙様式3)

番 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 殿

都道府県知事

令和〇年度地方消費者行政強化交付金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、地方消費者行政強化交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

1	変更交付申請額	金	円(追加交付申請額	金	円)	
	内訳	都道府県	金	円(追加交付申請額	金	円)
		市町村等	金	円(追加交付申請額	金	円)

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 地方消費者行政強化交付金所要額調(様式1-1)
- (2) 地方消費者行政機能維持事業及び地方消費者行政機能強化事業申請額内訳(様式1-2)
- (3) 地方消費者行政機能維持事業(①及び③)実施計画総括表(様式1-3)
- (4) 地方消費者行政機能維持事業(②)及び地方消費者行政機能強化事業(④～⑦)実施計画総括表(様式1-4)
- (5) 地方消費者行政機能強化事業(⑧)実施計画総括表(様式1-5)
- (6) 地方消費者行政機能維持事業(②)及び地方消費者行政機能強化事業実施計画書兼実績報告書(様式1-6)
- (7) 歳入歳出予算(見込み)書抄本
- (8) その他関連書類

(注1) 添付書類(3)から(6)は、申請内容に応じて添付すること。

(注2) 経費の配分の変更を伴わない変更の場合は、添付書類(7)を省略可とする。

(注3) 中止又は廃止の場合、本様式の「変更」を「中止」又は「廃止」に変更して申請すること。

(別紙様式4)

令和〇年度地方消費者行政強化交付金調書

令和〇〇年度 内閣府所管

国		都道府県						備考
歳出 予算 科目	交付 決定 額	歳入			歳出			
		科 目	予 算 現 額	収 入 見 込 額	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 交付金分について記載すること。

(別紙様式5)

番 号
令和 年 月 日

消費者庁長官 殿

都道府県知事

令和〇年度地方消費者行政強化交付金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定を受けた地方消費者行政強化交付金について、下記のとおり報告する。

記

1	交付精算額	金	円
	内訳		
	都道府県	金	円
	市町村等	金	円

2 添付書類

- (1) 地方消費者行政強化交付金精算額調 (様式5-1)
- (2) 地方消費者行政機能維持事業及び地方消費者行政機能強化事業精算額内訳 (様式5-2)
- (3) 地方消費者行政機能維持事業 (①及び③) 実績報告総括表 (様式5-3)
- (4) 地方消費者行政機能維持事業 (②) 及び地方消費者行政機能強化事業 (④～⑦) 実績報告総括表 (様式5-4)
- (5) 地方消費者行政機能強化事業 (⑧) 実績報告総括表 (様式5-5)
- (6) 地方消費者行政機能維持事業 (②) 及び地方消費者行政機能強化事業実施計画書兼実績報告書 (様式1-6)
- (7) 歳入歳出決算 (見込み) 書抄本
- (8) その他関連書類

(注) 添付書類 (3) から (6) は、報告内容に応じて添付すること。

地方消費者行政強化交付金精算額調

1. 総表（合計） ※2. 及び3. の合計

（単位：円）

事業メニュー		交付決定額		交付精算額		
			うち既支払額	合計	〇〇予算	〇〇予算
(1) 相談機能維持事業	①相談機能維持・未然防止強化型					
	②広域連携推進型					
	③地方消費者行政推進型					
	計					
(2) 相談機能強化事業	④相談・見守り連携強化型					
	⑤広域連携強化型					
	⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成、実務訓練				
	⑦担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化 市町村支援力強化				
	⑧重点課題対応型					
	計					
合計						

2. 総表（直接交付分） ※都道府県実施事業

（単位：円）

事業メニュー		交付決定額		交付精算額		
			うち既支払額	合計	〇〇予算	〇〇予算
(1) 相談機能維持事業	①相談機能維持・未然防止強化型					
	②広域連携推進型					
	③地方消費者行政推進型					
	計					
(2) 相談機能強化事業	④相談・見守り連携強化型					
	⑤広域連携強化型					
	⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成、実務訓練				
	⑦担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化 市町村支援力強化				
	⑧重点課題対応型					
	計					
合計						

3. 総表（間接交付分） ※市町村等実施事業

（単位：円）

事業メニュー		交付決定額		交付精算額		
			うち既支払額	合計	〇〇予算	〇〇予算
(1) 相談機能維持事業	①相談機能維持・未然防止強化型					
	②広域連携推進型					
	③地方消費者行政推進型					
	計					
(2) 相談機能強化事業	④相談・見守り連携強化型					
	⑤広域連携強化型					
	⑥担い手確保、人材育成・強化型（人材確保）	担い手掘り起こし・養成、実務訓練				
	⑦担い手確保、人材育成・強化型（人材強化）	特定領域相談対応力強化 市町村支援力強化				
	⑧重点課題対応型					
	計					
合計						

(別紙様式6)

番 号
令和 年 月 日

都道府県知事 殿

消費者庁長官

令和〇年度地方消費者行政強化交付金の額の確定について

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で実績報告のあった地方消費者行政強化交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、交付すべき補助金等の額を確定したので、同条の規定により通知する。

記

交付すべき交付金の額 金 円

(別紙様式 7)

番 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 殿

都道府県知事

地方消費者行政強化交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で交付決定を受けた地方消費者行政強化交付金について、地方消費者行政強化交付金交付要綱第 13 第 1 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 地方消費者行政強化交付金交付要綱第 12 第 1 項の規定による交付金の確定額
(令和〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額 (3 の金額から 2 の金額を減じて得た額) | 金 | 円 |

5 添付書類

※事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料、記の各項目が分かる資料

(別紙様式8)

番 号
令和〇年〇月〇日

消費者庁長官 殿

都道府県知事

地方消費者行政強化交付金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、地方消費者行政強化交付金交付要綱第14第2項の規定により、下記のとおり請求する。

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A - (B+C)	事業完了予定 年 月 日
	円	円	円	円	

【振込先】

金融機関名：

支店名：

口座名義（漢字）：

口座名義（カナ）：

口座種別：普通・当座・別段

口座番号：

【本件責任者】

氏名：

連絡先：

【担当者】

氏名：

連絡先：